

その許可と共に閲覧には起請文が必要だったことを真間起請文は物語っており、本文の「宗秀云」はそのようなことが、中山門流に伝えられていたと推定すべきこと。

(什) 金網集からの抄出などが当時認められていたこと。

以上の十点についての考察が成り立つ。なお真間弘法寺から池上本門寺に晋山した日芳が身延宝庫に納めた真間起請文の写状も「宗秀云」とあり、「宗秀之」とはなっていない。

室町時代京都日蓮教団寺院と「寺内」

糸 久 宝 賢

「寺内」は寺院の存在形態を示す言葉のひとつである。「寺内」または「寺内町」は、浄土真宗をはじめ各地の諸宗寺院で形成されたといわれており、日蓮教団寺院の例では、六条本國寺と尼崎本興寺が紹介されてい

る。「寺内」または「寺内町」形成の背景として、本興寺の場合は尼崎の商人たちが商業活動の場の保持と特権維持のために門前「寺内町」を形成したといわれているが、京都の場合は教団内部にも「寺内」または「寺内町」形成の背景がもとめられるようである。この点について重要な手掛りとなるのが、各本山の法度である。京中の寺院は門流の本寺として直属する本寺大衆、末寺の僧衆を統率し、京中や地方の信徒たちと直接・間接に関わっていた。本寺はこうした中において本寺中心主義の徹底と保持を意図して法度を制定したのである。本國寺「寺内町」は延徳二年以降に形成されていた可能性があるとの指摘がなされているが、「町」形成の有無は別として「寺内」という言葉自体は、早く日像の「禁制条々」の中に見出され、その後、日親の仮名書・漢文体の両法度、日侶の「本能寺御法度事」等に見出される。日像の法度では「寺内」と「他所」、日親の法度では「寺内」と「門外」「寺外」日侶の法度では「寺内の公事」「寺外の公事」といったように「寺内」とそれ以外のスペースが明確に区分されており、いずれの法度も僧衆の住居を「寺内」の外に出すことを厳禁している。応仁・文明の大乱以降、京中の諸宗寺院、公家たちの邸宅、町中に、

塀・土塀・釘貫・木戸門・櫓などが自衛のために構築されていったことが指摘されているが、日蓮教団寺院においてもこれは同様で、塀や堀で囲まれた内側に諸堂や諸

法度にある如く坊舎が建ち並んで「寺内」を形成していたのである。「寺内」に居住する本寺大衆は、末寺の僧

衆とは異なる性格を有するものであり、本寺大衆となるためには「入衆」の手続きがあること、本寺貫主の弟子が

末寺住持の弟子よりも上座であること、説法僧が重んぜられること、などが定められていたと指摘されている。

こうした本寺大衆に対する規定は、前述の本寺中心主義徹底の一環であり、本寺大衆の「寺内」居住を定めているのも、彼らをして門流の中心拠点たる本寺の運営にあ

たらしめることを指向したものであった。こうして考えてくると、京都日蓮教団寺院における「寺内」形成の側

面に、京都諸寺院が門流の本寺として、その維持・運営・自衛をはからなければならなかったということが存在

する。そして、天文期の法華一揆の拠点となったということをお互に

ことをあわせ考えると、各寺院は門流の本寺として、地縁や階層をこえたネットワークを確立しつつ、これと並

行しながら「寺内」を形成し、京中の拠点となっていたのではないか、ということが指摘されるであろう。

日蓮宗の江戸諸講中について

——堀之内妙法寺史料を中心として——

北村行遠

はじめに

近世における庶民信仰の動向を考えると、その視野の中に宗教組織としての講の存在をわすれることはできない。本報告では、この近世的な宗教組織としての講のはたした役割を考える基礎的な作業の一つとして、江戸の日蓮宗の諸講中をとりあげ、その地域分布の特徴を、堀之内妙法寺の諸行事に参加した諸講中を中心に考察した。

一 江戸における日蓮宗の講中

本報告で考察の対象とした講中は、堀之内妙法寺、比企谷妙本寺、身延久遠寺の諸記録にみられる計三九九の講中で、その内訳は妙法寺の記録にみられるもの二九六講（内七三講は妙本寺や久遠寺の記録にもみられる）、